



4月1日、喫煙の新しいルールが開始

受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、肺がんや脳卒中などのさまざまな疾患と関連することが明らかになっています。

都と国は、望まない受動喫煙による健康への悪影響を未然に防ぐことを目的として、新たなルールを定めました。4月1日から始まるルールを確認しておきましょう。

4月から喫煙の**新**ルール
お店が、個人が、みんながルールを守って

NEW RULES

受動喫煙ゼロ!

学校、病院、保育園など(第一種施設)

敷地内禁煙

屋外に喫煙場所を設ける場合は、受動喫煙を防止するための要件を満たさなければなりません(一部の施設は設置不可)。

宿泊施設、飲食店、事務所など(第二種施設)

原則屋内禁煙*

屋内に喫煙室を設置する場合は、喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出しないよう措置を講じた喫煙専用室などの要件を満たさなければなりません。

公衆喫煙所、喫煙が主目的のバー・スナックなど

屋内で喫煙可能

屋外に設置の喫煙場所など

受動喫煙を生じさせないよう 周囲への配慮が義務化



[屋内禁煙]



[喫煙専用室
設置]



[指定たばこ
専用の
喫煙室設置]

*経過措置として、既存の経営規模の小さな飲食店(個人または中小企業が経営しており客席面積100㎡以下)で従業員がいない場合は、喫煙可能な場所である旨を掲示することで、店内の全部または一部を喫煙可能にすることができます(喫煙可能部分には「喫煙可能な場所である旨の掲示」「20歳未満の方の立ち入りが禁止されている旨の掲示」、店頭には「喫煙可能室が設置されている旨の掲示」が義務付けられ、客・従業員のいずれも20歳未満は原則立ち入れません)

詳しいルールや、区の取り組みは2・3面参照

千代田区受動喫煙防止対策支援コールセンター

☎050-3818-1393

新制度への対応方法や、喫煙室設置における技術的基準の問合せを受け付けます。

受付日時 平日8時30分~17時15分

※祝日を除く ※3月31日(火)まで

専門アドバイザー派遣

喫煙室内の環境測定を行い、技術的基準に適合しているか現地でアドバイザーが無料で確認します。詳しくは、左記コールセンターへお問い合わせください。

Contents ー今号の主な内容ー

- 4 自転車駐車場の利用者募集
- 5 都市計画マスタープラン 意見聴取などの結果
- 6 区民世論調査(結果概要)
- 12 かがやき感謝祭